

仕様書

1 件名

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団 地域文化施設英会話講座運営事業委託

2 委託内容

受託者は、全ての講座の運営に際して、以下の業務を実施するものとする

(1) 参加者のレベルに応じた講座（対面方式）の実施と講師の派遣管理

- ① 基礎から上級クラスまでのレベルアップコース
- ② テーマに特化した単科コース

※いずれも授業形式は対面を基本とする

※いずれも1クラス定員は16名とする

※オンラインクラスの実施については、社会状況、受講生のニーズ変化、新型コロナウイルス等感染状況の変化に応じて、委託者と受託者が協議し決定する

(2) 授業を実施する上で、必要なテキストや教材の開発または手配、補助教材の提供

※受講生への負担を軽減すべく、できるだけ安価な教材を提供すること

(3) 授業内容に関する受講生からの質問等に対する学習サポーター（e-mail等での蘇段窓口の開設など）

(4) 全受講生を対象としたレベル到達度確認テスト等の実施

(5) 受講生の学習継続のため、講座終了時に講師による受講生ごとの「評価票」の作成

(6) 江東区文化コミュニティ財団 地域文化施設英会話講座プランの内容に基づいた活動

(7) 受講生募集のために江東区文化コミュニティ財団が実施する「受講説明会」での説明及び資料作成。

(8) その他、委託者と受託者が協議により必要と認めた業務

3 委託期間

2026年5月1日から2027年3月31日まで

4 委託先

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団が管理する下記の地域文化施設8館

（江東区文化センター、森下文化センター、古石場文化センター、豊洲文化センター
亀戸文化センター、東大島文化センター、砂町文化センター、総合区民センター）

5 委託時間数

1クラスあたり、90分のレッスン（年間32回）を基本とする

開講予定講座：（1）主催講座12講座、（2）提携講座19講座

ただし、3月の受講申込結果により、申込数が最少催行人数に満たないクラスは中止とする場合がある

6 契約金額

- (1) 主催講座：1 時間あたりの単価とする
- (2) 提携講座：1 講座ごとの歩合制とする

なお、契約金額には講師の交通費、テキスト等の開発費用など事業の実施に必要な諸経費の一切を含むものとする

7 委託費の支払

- (1) 主催講座：各月終了後、実績に契約単価及び消費税及び地方消費税を乗じた金額を、受託者の請求に基づき支払う
- (2) 提携講座：半期終了後、受講生から徴収した受講料から手数料、施設利用料金等必要経費を差し引いた金額を実績により精算し、支払う

8 講師

- (1) 講師は、受託者が手配して派遣する。受託者は派遣講師に関し、双方協議の上選択したコースプログラムに沿った授業を支障なく遂行できる講師を派遣する。病欠等で代理の講師を派遣する場合、その他やむを得ない理由のため本契約期間中で講師交代となる場合、受託者は上記の授業を遂行できる講師を手配する。なお、講師交代となる場合、受託者は、事前に委託者に通知するものとする
 - (2) 委託者は、以下に掲げる事情が存在するときは、受託者に対して当該講師の交代を要請することができる
 - ① 遅刻や欠席が繰り返され、受講者に対する同一講師による継続レッスンの提供が実現できない状況に至ったとき
 - ② 受講者に対する暴言・暴行などの行為を行ったとき
 - ③ 受講者（または江東区文化コミュニティ財団職員）からのクレームが複数回発生した場合
 - ④ 江東区文化コミュニティ財団職員及び財団内で勤務するスタッフに対する暴言・暴行・無視その他不適切な行動を行ったとき
 - ⑤ その他上記に類する行為によって受託者の教室運営、経営に影響を及ぼし、または及ぼす懸念が発生したとき
2. 交代の要請にあたって、委託者及び受託者は、前項所定の事情を調査し、資料等の記録を残すこととする

9 その他

- (1) 指導日時及び指導計画は、事前に委託者と受託者が協議のうえ決定する。変更が生じる場合も同様とする

【仕様書】

- (2) 委託者の都合のため日時を変更する場合は、遅くとも実施予定日前日の正午までに受託者に通知することとする。なお、直前の変更となった場合など必要な経費が発生する場合は、委託者と受託者が協議の上、委託者が必要な経費を支払う
- (3) 受託者の都合のため日時を変更する場合は、委託者と受託者が協議の上、受託者が必要な経費を支払う
- (4) 受託者は、適正な業務の実施及び講師の適正管理のために、業務責任者として専任のコーディネーターを最低 1 名以上設置すること
- (5) 配置する講師は、英語教授資格（C E L T A ・ D E L T A 等に相当する資格）を有しているネイティブスピーカーまたは多言語話者で、かつ英語を母国語としない者への英語教授経験が 2 年以上あること
- (6) 委託者が、委託業務の履行に関するリクエストや指示等を行うときは受託者又はコーディネーターに対して行うものとする
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応また天災等の発生による対応については、委託者と受託者が協議のうえ、誠意をもってあたることとする
- (8) 本件について疑義が生じた場合は、委託者と受託者の担当者間での誠実なる協議によりその解決に努める

9 担当部署

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団 江東区文化センター管理事務所（担当：山下）

所在地：〒135-0016 江東区東陽4-11-3

T E L : 03-3644-8111

F A X : 03-3646-8369

E - M A I L : koto_eikaiwa2025@kcf.or.jp（起案後に付与）